

令和8年7月27日 開 会

令和8年7月27日 閉 会

第2回 総 会 議 事 録

十 日 町 市 農 業 委 員 会

第2回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月27日（月）午後2時00分から午後3時20分

2. 開催場所 保健センター 3階 集団指導室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 1番 村山 隆義

会長職務代理 15番 古高 悟

2番 関口 稚子	8番 児玉 芳洋	14番 高橋 勝久	21番 高橋 重人
3番 高橋 松雄	9番 村山 太郎	16番 吉楽 広志	22番 村山 浩一
4番 岩田 稔	10番 太田 祐治	17番 小柳 利勝	23番 佐藤 功
5番 田村 実義	11番 北村 公太郎	18番 高橋 陽一	24番 樋口 則雄
6番 福島 恭子	12番 根津 徳男	19番 今井 美津代	
7番 近藤 元	13番 長谷川 東	20番 高橋 常雄	

欠席委員：なし

②推進委員（招集委員 2名）

6番 山田 幸太郎	18番 藏品 茂昭
-----------	-----------

欠席委員：なし

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（4件）

報告第2号 農地転用事実確認願いについて（5件）

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（4件）

報告第4号 農地法第3条の規定による許可取消について（1件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について（1件）

議題第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（19件）

議題第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（10件）

日程第4 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第5号 ・新規（3件）

日程第5 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第6号 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
(別冊)

5. その他

6. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	中里事務所	副参事	滝沢 進
本局農地係長	宮澤 国彦	松代事務所	主査	高橋 千春
本局主査	田村 聡子	松之山事務所	主査	大口 雅樹
川西事務所	主査	角張希美子		

7. 会議の内容

別紙のとおり

7. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第2回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席状況ですが、欠席の届けが出ておりませんので、在任委員の皆様が出席ですので、第2回総会の成立を宣言いたします。次に、日程第1「議事録署名委員の選出」でありますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、議事録署名委員を指名させていただきます。第2回総会の議事録署名委員は2番委員と3番委員の両名にお願いいたします。併せて、記録については事務局に一任いただければ幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。では、日程第2「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第4号までございますので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 【報告第1号から第4号説明】

村山議長 ただいま事務局から報告事項がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、次に日程第3議案第1号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」1件の申請が出ておりますのでご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、1番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

9番 記載のとおり間違いはないということでした。よろしく願いいたします。

村山議長 ただいま、担当委員より報告がございましたが、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 はい、特にないようでございますので、議案第1号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」1件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この1件について、承認することに決定いたしたいと思います。ご異

議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」19件の申請が出ております。なお、権利の申請が所有権移転以外の場合は、事務局による議案書の読み上げを省略し、委員の確認報告のみとなります。また、全案件を確認後に一括してお諮りいたしたいと思っております。その節には、ご意見、ご質問を受け付けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、受付番号165番を事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号、165番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

17番 7月25日に電話で両名に伺ったところ、記載の内容に相違はないということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に166番の説明願います。

事務局 【議案第2号、166番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

9番 両者に確認したところ、記載のとおり間違いはないということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に167番の説明願います。

事務局 【議案第2号、167番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

20番 7月23日に譲渡人および譲受人に電話にて双方間違いのないこと確認しましたので、ご報告いたします。

村山議長 はい。では、次に168番、169番、170番の確認報告願います。

22番 こちらの案件は、訪問と電話にて確認をしてまいりました。確認したところ記載のとおり間違いはないということでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に171番の確認報告願います。

18番 先日、確認いたしました結果、このような形になっております。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に172番の確認報告願います。

22番 172番の案件ですが、こちらは電話と面談にて確認してまいりました。記載のとおり間違いはございません。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に173番の説明願います。

事務局 【議案第2号、173番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

17番 7月25日に両者に電話にて伺ったところ、記載内容に間違いはないということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に174番の説明願います。

事務局 【議案第2号、174番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

22番 こちらは面談にて確認してまいりました。譲受人は体の具合が良くないとのことでしたが、親族の方が手伝うということでしたので記載のとおり間違いはございません。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に175番の確認報告願います。

3番 譲渡人、譲受人は親子であり、申請理由のとおり、経営移譲のため子どもに土地を貸すということで間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に176番の説明願います。

事務局 【議案第2号、176番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

22番 面談と電話にて確認してまいりました。記載のとおり間違いございません。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい。では、次に177番の説明願います。

事務局 【議案第2号、177番説明】

村山議長 これは、1番の私の担当ですので報告しますが、実際は、以前に先代の方と話がまとまっており、仮登記等は終わっていましたが、今回きちんと登記することによって、改めて申請が上がった案件でございます。以上です。

では、次に178番の説明願います。

事務局 【議案第2号、178番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

14番 受付番号178番と179番は、同町内で隣同士の案件で、先々代の時からこの土地を交換し合って耕作しており、今回を機に正式に届出をすることにしたということでした。7月19日に現地確認をし、両者に面談で確認してきました。記載のとおり間違いないのでよろしくお願いいたします。

村山議長 179番も併せて確認報告いただきましたので、次に180番の説明願います。

事務局 【議案第2号、180番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

14番 7月25日に双方に電話にて確認いたしました。内容に間違いがないということでしたので、よろしく願います。

村山議長 はい。では、次に181番説明願います。

事務局 【議案第2号、181番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

20番 22日に譲渡人、23日に譲受人に電話にて、双方間違いがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

村山議長 はい。では、次に182番説明願います。

事務局 【議案第2号、182番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

9番 両者に確認したところ、記載のとおり間違いがないということでした。また、二人は姉妹で、遠方にいるので譲り渡すということでした。よろしく願います。

村山議長 はい。では、次に183番の確認報告願います。

6番 23日に、両者に電話にて確認したところ、記載のとおり相違ないということでした。よろしく願います。

村山議長 ただいま、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」19件の報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

24番 一つ、確認させていただきたい。受付番号177番は、所有権移転の売買ですが、先ほどの会長の報告によると登記ができずに、改めて登記したいということですが、譲受人は埼玉県秩父市で90歳代の方で、経営状況を見ますと、どこもやっぺいらっしゃらないようですが、当然ながら農作業の条件などクリアしていると考えてよいのか教えていただきたい。

村山議長 私も心配で確認したところ、20年くらい以前に建物を含め譲受人に引き受けていただいたようで、実際には、譲受人はこの集落にいて、引き受けた建物に住まわれて耕作しているようです。電話口での会話もしっかりされている方でした。

24番 分かりました。

村山議長 ほかに、ご意見、ご質問ありませんか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にならぬようにございますので、「農地法第3条の規定による許可申請について」19件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この19件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 【議案第3号、12番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

16番 22日に、市の担当者と現地を確認してまいりました。ちょうどご本人が来られ、お話を聞いたところ、ガソリンスタンドを営んでいらっしゃる方で「農地とは知らずに格納庫を設置してしまいました」とのこと、始末書も出ております。今後も格納庫として利用したいということなので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、12番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にならぬようにございますので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件、許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」10件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、28番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

14番 7月26日に現地を確認し、譲受人をお訪ねしましたが不在だったために、後日、電話で確認し、譲渡人にも電話で確認しました。記載のとおり間違いのないことでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、28番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問

ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、29番説明願います。

事務局 【議案第4号、29番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

3番 譲受人には7月23日に連絡がつけました。事務局と現地を確認しましたが、特に問題はありませんでした。ただ、譲渡人に電話で連絡するのですが、着信拒否をされて連絡が取れないということで、事務局に相談したところ、届出人の土地家屋調査士に連絡を取っていただいたおかげで、本人から7月24日に連絡があり、申請のとおり間違いないと確認が取れましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、29番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、30番説明願います。

事務局 【議案第4号、30番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

5番 7月22日に事務局と現地の確認をいたしました。その後、両者に電話にて確認を取り、申請のとおり間違いありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、30番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、31番説明願います。

事務局 【議案第4号、31番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

11番 こちらは、川西事務所の担当者と現地確認をし、その場で譲渡人のご家族に確認を取り、譲受人には後日、電話にて確認を取り確認をいたしました。記載のとおり間違いがないということでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、31番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、32番、33番の説明願います。

事務局 【議案第4号、32番、33番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

3番 この2つの案件は、6月の議案で取り下げになった案件であります。現地の確認については、先月の6月20日に確認しておりますが、特に問題はございませんでした。譲受人には、6月20日に電話にて確認いたしました。譲渡人には、6月23日に確認をしまして、申請のとおり間違いはないということでしたので、よろしくをお願いします。

村山議長 はい、32番、33番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、34番の説明願います。

事務局 【議案第4号、34番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

3番 7月23日に事務局の担当者と現地を確認しましたが、特に問題はありませんでした。両者には、23日に電話で確認させてもらったところ、申請のとおり間違いはないということでしたので、よろしくをお願いします。

村山議長 はい、34番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、35番の説明願います。

事務局 【議案第4号、35番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

16番 22日に事務局の担当者と「違反転用」ということで、現地確認してまいりました。双方には、面談で話を聞いたところ、記載のとおり間違いはないということです。今後も車庫として利用したいということでしたので、よろしくをお願いします。

村山議長 はい、35番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、36番の説明願います。

事務局 【議案第4号、36番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

11番 川西事務所の担当者と現地を確認し、その後、両者に確認いたしました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長 はい、36番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、37番の説明願います。

事務局 【議案第4号、37番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

3番 7月23日に事務局の担当者と現地を確認してまいりました。特に問題はありませんでした。譲渡人には23日に電話で確認をしました。譲受人には24日に電話で確認をし、記載のとおり間違いないので、よろしくお願いします。

村山議長 はい、37番につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第5条による許可申請について」10件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この10件について、許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

24番 毎回、聞いておりますが、違反転用が多くあります。どうしようもない状況の中での違反であれば仕方ないですが、どうやら「始末書を書けばいいから」というものもあるのではないかと思います。ただ、法律に合わせ3年間の懲役や罰金の対象にするのも難しいと思いますし、例えば「農業委員会だより」で広報しても案件が減らないと感じています。伺いたいのは、高額とは言わず、少額でも罰金を科せられた事例はあったのか、分かりましたらお聞かせ願いたいと思います。

村山議長 おそらくないと思います。ただ、事前着工とか、あるいは農用地区域に指定されている場所を違反転用されていた場合などは、原状復帰や工事を停止させることはありました。

違反転用に関して、業者の場合には工事停止など厳しい対応をしますが、一般の方に対しては、「知らずに」や「気づかず」ということで、始末書で納めているのが現状です。

24番 分かりました。法律はありますが、非常に難しいと思っています。

村山議長 農地パトロールで事前着工を発見し、対応させる事例もありますので、委員の皆さまも怪しいと思われる場所があった場合には、事務局に相談してほしいと思います。

ほかにありませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 では、改めてお諮りいたします。この10件について、許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」でございます。今日は、新規が3件でございます。では、事務局説明願います。

事務局 【議案第5号、説明】

村山議長 では、確認報告の指名をさせていただきますので、よろしくお願いします。では、6番推進委員確認報告願います。

推6番 受付番号55番について、両者に電話で確認したところ、記載のとおり間違いないうということでしたので、よろしくお願いします。

村山議長 はい。次に、18番推進委員確認報告願います。

推18番 受付番号53番と54番になります。53番につきましては、両者に確認を取りまして、この価格で譲渡することを確認しました。54番につきましては、昨年、一括して借入したつもりでしたが、齟齬があり、この土地だけ漏れていたもので、今回申請があったということです。記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長 はい。ただいま、新規設定におきまして、各委員より確認報告をいただきましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 では、改めてお諮りいたします。この3件について、適当と回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように回答させていただきます。ここで、10分間の休憩をいたします。

(10分間の休憩)

村山議長 これより議事を再開したいと思います。では、議案第6号「十日町市農業振興

地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。担当の農林課より説明いただきたいと思います。

農林課 【議案第6号、説明】

村山議長 ただいま、担当課から説明いただきましたが、これにつきまして担当委員より報告、意見をいただきたいと思います。まず、20番委員お願いいたします。

20番 22日に現地の確認を行いました。敷地として整地され、早稲田大学のセミナーハウスが建てられており、農地ではなかったことを確認しましたので報告申し上げます。

村山議長 次に、21番委員報告願います。

21番 7月23日に現地を確認させていただきました。説明のとおり、既に道路として活用されており、農用地区域から除外されても問題ないと思いますのでご報告させていただきます。

村山議長 ただいま、担当委員より確認、ご意見、報告をいただきましたが、皆さまからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい。24番委員。

24番 少し疑問に思ったのですが、早稲田大学のセミナーハウスは、かなり前からハウスが建っていた状況ですが、なぜ今頃気づいたのか、素朴な疑問です。もし、分かったら教えてください。

農林課 早稲田大学のセミナーハウスの今後の活用について検討する中で判明したもので、このタイミングになってしまいました。

24番 はい。分かりました。

村山議長 はい。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

特にないようであれば、改めてお諮りいたします。議案第6号「十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、異議なしで回答いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい。それでは、異議なしということで回答させていただきたいと思います。

それでは、これで本日予定していた議案について全て終了いたしましたので第2回総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。